

神戸大学基金緊急奨学生応募要項

神戸大学基金により、不慮の出来事が原因で、修学及び生活が著しく困難であると認められる本学に在籍する学生を対象とした奨学金として、一時金を給付する「神戸大学基金緊急奨学生」の応募要項を次のとおり定める。

1. 給付金額

給付金額：一時金として25万円

2. 申請条件

本学に在籍する学部学生及び大学院学生（特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生を除く。）で、次の一に該当し、修学及び生活が著しく困難である者。

- （1）本人の学資を主として負担している者（本人を除く。以下「学資負担者」という。）が死亡したとき。
- （2）本人若しくは学資負担者が風水害等により自宅（賃貸を除く。）半壊以上の災害を受けたとき。
- （3）本人若しくは学資負担者（期限を定めずに雇用されている者に限る。）が、勤務する会社等の倒産、解雇、病気・事故等による就労困難等によりやむを得ず失職・退職したとき（会社経営者、自営業者が倒産・破産したとき等を含む。）。

3. 申請書類

- （1）神戸大学基金緊急奨学生申請書（所定様式）
- （2）不慮の出来事を明らかにする書類（申請条件2.（3）の理由に基づく場合は、非自発的失業であることが確認できる雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証等もしくは個人事業の廃業等届出書）
- （3）家庭収入状況を証明する書類
- （4）その他、神戸大学学生委員協議会（神戸大学基金奨学金選考小委員会）が提出を指示する書類

4. 申請受付期間

不慮の出来事が発生した時点から、3ヶ月以内に申請書類を本人が学務部学生支援課奨学支援グループに提出する。

5. 選考

提出書類に基づき、神戸大学学生委員協議会（神戸大学基金奨学金選考小委員会）が選考する。

6. 採否決定及び通知

選考に基づき、神戸大学学生委員協議会が採否を決定の上、学長が応募者に通知する。

7. 奨学金の給付方法

一括支給する。(採用決定後、翌月までに支給予定)

8. 奨学金の返還

奨学生が当該年度途中に、次のいずれかに該当する場合は、既に支給した奨学金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) 退学又は転学したとき
- (2) 懲戒処分を受けたとき
- (3) 学業成績が不良となったとき
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (5) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

9. 奨学金の辞退

奨学生は、奨学金の辞退を申し出ることができる。

10. 異動の届出

奨学生は、次のいずれかに該当するときは、速やかに届け出なければならない。

- (1) 退学又は転学しようとするとき
- (2) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき

11. 報告書の提出

奨学生は、受給日の属する年度の末（3月に受給した場合は翌月の末）までに修学成果の概要及び奨学金の使途等を記載した報告書（所定様式）を学務部学生支援課奨学支援グループに提出しなければならない。

12. その他

申請者は、神戸大学の使命、憲章、ビジョンの内容を把握すると共に、神戸大学基金の趣旨を理解して申請することが望まれる。

〈本件照会窓口〉

学務部学生支援課奨学支援グループ

E-mail:stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp